

市役所からの
おしらせ
information

健康・福祉・医療

市立病院インフルエンザワクチン接種体制(小児)

市立病院小児科では、インフルエンザワクチンの専門外来を開設します。

▼対象 18歳以下の方

▼期間 10月2日(金)～12月28日(月)

▼接種可能日時 月・火・木・金曜日の午後1時～4時

▼予約方法 接種希望日の2日前までに、小児科外来に電話(☎22・1101)で皮下または経鼻の希望を伝えてください。

▼予約受付時間 月～金曜日の午前10時～正午・午後1時～4時

▼問合先 市立病院管理課 総務医事係(☎22・1101)

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザは初冬から春先にかけて流行し、特に高齢の方がかかると肺炎などを起こして重症化することがあります。市では65歳以上の方(一部の60歳以上を含む)を対象に、重点支援地方交付金を活用し、予防接種費用を助成します。

▼対象 次のいずれかに該当し、自ら接種を希望する意思が確認できる方(当日の体調により、医師の診断で接種できない場合があります)①本市に住民登録している65歳以上の方②本市に住民登録している60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器のいずれかの機能に障がいがある、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり日常生活動作がほとんど不可能な方(心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる障がい、1級の身体障害者

新型コロナウイルス感染症予防接種

市では65歳以上の方(一部の60歳以上を含む)を対象に、予防接種費用を助成します。

▼対象 次のいずれかに該当し、自ら接種を希望する意思が確認できる方(当日の体調により、医師の診断で接種できない場合があります)①本市に住民登録している65歳以上の方②本市に住民登録している60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器のいずれかの機能に障がいがある、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり日常生活動作がほとんど不可

能な方(心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる障がい、1級の身体障害者手帳を保有している方など)

▼期間 10月15日(木)～12月31日(木)

▼接種回数 1回

▼指定医療機関 下表のとおり

▼費用 1万円(生活保護を受けている方は全額免除)

▼持ち物 マイナ保険証または資格確認書など住所を確認できるもの、生活保護受給証(生活保護を受けている方)

▼問合先 健康・子ども課 健康推進係(☎番窓口／☎26・2609)

健康推進係(☎番窓口／☎26・2609)

献血に協力を

下記の日程で献血車「ひまわり号」が来市します。みなさんの協力をお願いします。

▼献血日程(10月)

日 時	場 所
15日(木)	9:30～10:30 深川消防署前 11:00～12:00 深川警察署前 13:30～14:30 JAきたそらち本所前 15:00～16:30 市立病院前
16日(金)	9:30～10:30 北海道農業近代化技術研究センター前 11:00～12:00 東ヶ丘病院前 13:30～16:30 市役所前

問合先
健康・子ども課健康推進係
(☎番窓口／☎26-2609)

▼指定医療機関 ※年末の診療日時は、各医療機関で異なります。

接種に係る手続きなど		医療機関名など
予約の要否	特記事項	
必要	接種日などを事前に電話連絡	●斎藤整形外科医院(☎23-3737) ※予約時に支払いが必要 ●みきた整形外科クリニック(☎26-2626 月曜日:午前10時30分～11時30分) ●北海道中央病院(☎22-2135 火曜日:午前9時～10時) ●東ヶ丘病院(☎25-2755) ●納内診療所(☎34-6801 月～金曜日:午前9時～11時) ●成田医院(☎23-5566 定期的に受診している方のみ 月～金曜日:午前9時～11時・午後1時30分～4時 土曜日:午前9時～11時 ※第2土曜日休診) ●吉本病院(☎22-7130 金曜日:午後1時30分～3時) ●吉田医院(☎23-2521 月～金曜日:午後2時～4時) ●深川第一病院(☎23-3511 月・水・金曜日:午前9時30分～正午・午後1時30分～4時 火曜日:午後1時30分～4時 木曜日:午前9時30分～正午) ●深川内科クリニック(月～金曜日:午前8時30分～11時30分・午後1時30分～4時30分 ※木曜日は午前のみ) ●町立沼田厚生クリニック(水曜日 WEB予約 ホームページを確認してください https://www.dou-kouseiren.com/byouin/numata/) ●妹背牛診療所(☎32-2475 定期的に受診している方のみ) ※時期未定 ●新雨竜第一病院(☎0125-77-2121) ●秩父別町立診療所(☎33-3110 第2・4金曜日予定)
不要	通常の診療日時で接種可能	●たかはし内科消化器内科(詳細は http://taka-nai.com/ を確認) ●北竜町立診療所(定期的に受診している方のみ)



手帳を保有している方など)

▼期間 10月15日(木)～12月31日(木) ※インフルエンザの早期流行に伴い、接種期間前でも接種可能な医療機関があります。

▼接種回数 1回

▼指定医療機関 下表のとおり

▼費用 1500円(生活保護を受けている方は全額免除)

▼持ち物 マイナ保険証または資格確認書など住所を確認できるもの、生活保護受給証(生活保護を受けている方)

▼問合先 健康・子ども課 健康推進係(☎番窓口／☎26・2609)

▼指定医療機関 ※年末の診療日時は、各医療機関で異なります。

接種に係る手続きなど		医療機関名など
予約の要否	特記事項	
必要	接種日などを事前に電話連絡	●斎藤整形外科医院(☎23-3737) ※予約時に支払いが必要 ●みきた整形外科クリニック(☎26-2626 火～土曜日 ※水・土曜日は午前のみ) ●北海道中央病院(☎22-2135 水・木・金曜日:午前9時～10時) ●東ヶ丘病院(☎25-2755) ●納内診療所(☎34-6801 月～金曜日:午前9時～11時) ●本間クリニック(☎23-3387 火～木曜日:午前9時～正午) ●吉田医院(☎23-2521 月～金曜日:午前10時～11時30分 土曜日:午前9時～11時) ●深川第一病院(☎23-3511 月・水・木・金曜日:午前9時30分～正午・午後1時30分～4時 火曜日:午後1時30分～4時) ●町立沼田厚生クリニック(WEB予約 ホームページを確認してください https://www.dou-kouseiren.com/byouin/numata/) ●妹背牛診療所(☎32-2475 定期的に受診している方のみ) ●新雨竜第一病院(☎0125-77-2121)
不要	接種日時の指定あり	●深川内科クリニック(月～金曜日:午前8時30分～11時30分・午後1時30分～4時30分 ※木曜日は午前のみ) ●秩父別町立診療所(月・火・木曜日・第2・4・5水曜日・第1・3・5金曜日:午前9時～11時30分・午後1時30分～4時30分 第1・3水曜日:午後1時30分～4時30分)
	通常の診療日時で接種可能	●吉本病院 ●成田医院(定期的に受診している方のみ) ●たかはし内科消化器内科(詳細は http://taka-nai.com/ を確認) ●北竜町立診療所(定期的に受診している方のみ)

市認定ヘルパー養成研修会

一人暮らしの高齢者や軽度の介護が必要な方などの自宅で家事の援助を行う、認定ヘルパーの養成研修会を開催します。修了すると市認定ヘルパーとして市内で働くことが可能になります。

▼日時 11月12日(木)：午前9時30分～午後2時5分／13日(金)：午前9時30分～午後3時15分 ※別日に協力事業所で3時間程度の実習も行います。

▼場所 健康福祉センター「ア・アイ」

▼対象 18歳以上でヘルパーの資格を持っていない、福祉活動に関心のある方

▼定員 15人(先着順)

▼受講料 無料

▼申込方法 電話または市公式LINEから申し込みしてください。

▼申込期限 11月4日(水)まで
▼申込・問合先 ☎074-17650 深川市2条17番17号 高齢者支援課介護予防係(☎番窓口／☎26・2644)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故や他人のペットにかまれるなど、第三者(加害者)の行為によって負傷または病気になる場合、治療費は加害者が全額負担するべきものですが、すぐに損害賠償を受けられない場合などには、資格確認書またはマイナ保険証を使って治療することができ、治療費のうち保険適用額については、国民健康保険・後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、加害者に治療費を請求することになります。保険で治療を受ける場合は第三者行為による被害届の申請をしてください。

▼申請方法 次のものを持参し、申請してください。①加入している保険がわかるもの②印鑑③事故証明書(後日でも可)

▼その他 医療機関で治療を受ける場合は第三者行為によるものとしつかりと伝えましょう。交通事故にあった場合は、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出ましょう。

▼申請・問合先 市民生活課 保険年金係(☎番窓口／☎26・2133)

国民年金の任意加入

国民年金の加入は、60歳の誕生日の前日までとなつていますが(厚生年金保険などの被用者年金に加入の第2号被保険者を除く)、60歳までに老齢基礎年金を受けるための受給資格期間(10年以上)を満たさない方や、過去に保険料の納め忘れや免除を受けた期間があり満額の年金額を受けられない方のために、65歳までは申し出により国民年金に加入し保険料を納めることができます。また、65歳に達しても受給資格期間が足りない方で、70歳までに受給資格期間を満たすことができる場合は加入期間を延長することができます。

▼問合先 市民生活課 保険年金係(☎番窓口／☎26・2133)／砂川年金事務所 国民年金課(☎0125・52・2144)

国民年金保険料の育児免除制度

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子どもを養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方)について、子どもが1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が10月から始まりました。子どもを育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる方

10月1日以降、1歳になるまでの子どもを養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母で、以下の要件を全て満たしている必要があります。

(1)子どもと身分(親子)関係が継続していること
(2)子どもと同一住所であること

対象期間

子ども(実子・養子)が1歳になる誕生日の前月末まで。

育児免除イメージ図	12月	1月 出産月	2月	3月	4月	5月	12月 1歳の誕生日の前月	1月 誕生日
母 親	産前産後免除期間				育児免除期間			
	出産予定月または出産月の前月から4カ月間							
父親・養父母					育児免除期間			

問合先 市民生活課 保険年金係(☎番窓口／☎26-2133)
砂川年金事務所 国民年金課(☎0125-52-2144)

国民年金保険料は口座振替・自動払い込みで

国民年金の保険料も、公共料金と同じように、預貯金口座から毎月自動的に引き落とすことができます。毎月保険料の支払いに金融機関などへ行く手間が省ける上、納め忘れもなく、とても便利です。口座振替・自動払い込みを希望する方は、金融機関または市民生活課の窓口へ納付依頼書・預貯金通帳・通帳使用印を持参の上、手続きをしてください。引き落とし方法は「翌月末引き落とし」のほか、毎月60円割引になる「当月末引き落とし」があります。手続き方法など詳しくは問い合わせてください。

▼問合先 市民生活課 保険年金係(☎番窓口／☎26・2133)／砂川年金事務所 国民年金課(☎0125・52・2144)

年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、給付金を支給します。

【老齢基礎年金を受給している方】

▼対象 次の全てに該当する方①年金収入とそのほかの所得の合計が約92万円以下の方②住民税非課税世帯の方③65歳以上の方

【障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方】

▼対象 前年の所得が約491万円以下の方

【共通事項】

▼申請方法 対象となる方には案内文書を郵送していますので、同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)を提出してください。

▼その他 支給額など詳しくは問い合わせてください。

▼問合先 給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092)／砂川年金事務所 お客様相談室(☎0125・52・3892)

結婚新生活支援補助金

新婚世帯の新生活に対する支援として、住居費と引っ越し費用の一部を助成します。

▼助成対象要件

- 令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であり、次の全ての要件を満たす世帯
- 令和7年1月1日から12月31日までの間の夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から当該奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
 - 婚姻日時時点で夫婦の双方が39歳以下であること
 - 市内の住宅に転居し、令和8年3月1日から令和9年2月28日の間に転居(転入)届を提出し、受理されていること
 - ほかの公的制度による家賃助成を受けていないこと
 - 市の指定する講座などを受講すること(詳しくは問い合わせてください)
 - 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと



▼助成内容

- 住居費と引っ越し費用を合わせて30万円を上限に助成。ただし、婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合は1世帯当たり60万円を上限に助成。(1,000円未満は切り捨て)
- ◇住居費 住宅の購入費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金(保証金など含む)、共益費、仲介手数料
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その差額分
 - ◇引っ越し費用 引っ越し事業者または運送事業者へ支払う料金など

▼申請期限 令和9年3月1日(月)まで

▼申請方法 まち未来推進課に備え付けの用紙に必要書類を添付して申請してください。

申請・問合先 まち未来推進課地域創造係(☎番窓口／☎26-2246)

全国地域安全運動

10月11日(日)から20日(火)までの10日間、全国地域安全運動が展開されます。市内でも空き巣・車上狙いなどが発生していますので、施錠の確認などを徹底して犯罪被害防止に努めましょう。

▼運動の重点 ①特殊詐欺の被害防止②地域防犯力の強化③犯罪に加担させないための対策

▼問合せ 総務課自治防災係(☎番窓口)／☎26・2215

地価公示・地価調査

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」として、土地に関する普及・啓発活動を実施しています。土地に関連する施策の一つに、国の地価公示と北海道の地価調査があり、国は3月に、北海道は9月に標準地などの位置と価格を公表しています。「地価公示・地価調査位置図」は市役所で閲覧できるほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、

不法投棄監視・野外焼却防止ウィーク

10月5日(月)から9日(金)までは「不法投棄監視・野外焼却防止ウィーク」です。自然環境や生活環境を保全するためには、ルールを守り適切なごみ処理が重要です。市では、ごみの不法投棄禁止と野外焼却禁止を呼び掛けるとともに、監視パトロールの実施や啓発活動に取り組んでいます。また、不法投棄監視カメラの設置による対策にも努めています。不法投棄や野外焼却を発見した場合は、市へ連絡するなど協力をお願いします。

▼連絡・問合せ 市民生活課環境衛生係(☎番窓口)／☎26・2444

積雪前のし尿くみ取り

くみ取り作業は冬期間も受け付けていますが、積雪によりくみ取りが困難になる家庭では、積雪前にあらかじめくみ取りの申し込みをしてください。特に農村地区は、雪融けまでくみ取りができなくなる場合がありますので、忘れずに申し込みしてください。

▼くみ取り料金 20リットルにつき160円

▼申込先 ㈱深川清掃社(☎23・2458)

▼問合せ 北空知衛生センタ(☎23・3584)

希望する方には配布します。

▼配布場所 まち未来推進課企画係、市役所各支所

▼問合せ まち未来推進課企画係(☎番窓口)／☎26・2246

生活道路における自動車の法定速度が引き下げ

9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから30kmに引き下げられました。また、法定速度は交通の安全と円滑な流れを確保するために定められています。これを守ることは、運転者や同乗者だけでなく、歩行者などの道路利用者の安全確保にもつながります。また、速度制限内であっても、道路状況や天候などに応じて適切な速度で運転するよう心掛けてください。※生活道路とは、主に地域住民が日常生活で利用する、中央線や中央分離帯のない、比較的狭い道路を指します。

▼問合せ 深川警察署交通課(☎23・0110)

▼警察庁Webサイト



総合体育館開放スケジュール(11月～4月)

区分		9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
火曜日	メインアリーナ	テニス・フリー	テニス・卓球	テニス・卓球	テニス・卓球
	サブアリーナ	ミニバレー・テニポン	ミニテニス・フリー	ミニバスケットボール(専用使用)	バスケットボール
	武道場	柔道場 剣道場	フリー	フリー	フリー
水曜日	メインアリーナ	ソフトテニス・フリー	ソフトテニス・フリー	ソフトテニス・フットサル	バレーボール・フットサル
	サブアリーナ	テニポン・フリー	フリー	バドミントン	バドミントン
	武道場	柔道場 剣道場	フリー	フリー	フリー
木曜日	メインアリーナ	テニス・フリー	テニス・卓球 フロアカーリング	テニス・卓球 フロアカーリング	ミニバレー・卓球
	サブアリーナ	ミニバレー・テニポン	フリー	バドミントン	バドミントン
	武道場	柔道場 剣道場	フリー	フリー	フリー
金曜日	メインアリーナ	フリー	ソフトテニス・フリー	ソフトテニス・フリー	ソフトテニス
	サブアリーナ	フリー	ミニテニス・フリー	ミニバスケットボール(専用使用)	バスケットボール
	武道場	柔道場 剣道場	フリー	フリー	フリー
土曜日	メインアリーナ	フリー	フリー	フリー	バドミントン・卓球
	サブアリーナ	フリー	フリー	フリー	バレーボール
	武道場	柔道場 剣道場	フリー	フリー	フリー
日曜日	メインアリーナ	フリー	フリー	フリー	バドミントン・卓球
	サブアリーナ	フリー	フリー	フリー	ミニバレー・テニポン
	武道場	柔道場 剣道場	フリー	フリー	フリー

◆注意事項

- 弓道場は弓道のみ使用とします。武道場の「フリー」は、柔道、剣道、銃剣道・少林寺拳法などの武道の使用に限ります。ただし、使用場所はフロアと畳のそれぞれに適した使用種目となります。
- 「フリー」の場合の利用種目と使用場所は、管理者の指示に従ってください。

◆問 合 先 総合体育館(☎22-1144)

10月は食品ロス削減月間です

食品ロスとは、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことで、日本では年間約461万トンの食品がごみとして廃棄され、そのうちの約半分は家庭から排出されています。食品ロスを減らすために次のことを心掛けましょう。

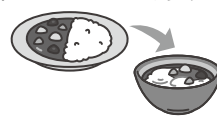
期限表示を正しく理解する

食品の期限表示には消費期限と賞味期限の2種類があります。
消費期限は「食べても安全な期限」、賞味期限は「おいしく食べることができる期限」です。
賞味期限が過ぎてもすぐに廃棄せず、見た目やにおいで食べられるかを判断しましょう。



余ったおかずを活用する

料理は食べられる量だけ作るようにし、食べ切れずに残った場合は別の料理に活用するなどの工夫をしましょう。



外食は食べ切れる量を注文

外食時は注文する前に量を確認したり、苦手な食材を抜いてもらったりして食べ残しを減らしましょう。



残さず食べよう!30・10運動

宴会などの開始後30分間と終了前10分間は、自分の席で食事を楽しむ「残さず食べよう!30・10運動」に取り組みましょう。



問合せ 市民生活課環境衛生係(☎番窓口)／☎26-2444)

不正軽油防止強化月間

北海道では10月を「不正軽油防止強化月間」と定め、道内各地でトラックなどの燃料抜き取り調査を実施します。不正軽油とは、軽油に灯油などを混ぜた混和軽油、軽油以外の油から製造した製造軽油などをいいます。「不正軽油ストップ10番」を開設していますので、不正軽油の製造・販売などに関する情報がありましたら連絡してください。

秋の火災予防運動

「火の確認 いい日を支える いい習慣」をスローガンに、全道一斉秋の火災予防運動が10月15日(木)から31日(土)まで実施されます。一人一人が防火意識を持ち、火災のない明るい町をつくるために、次の4つの習慣、6つの対策を心掛けましょう。

【4つの習慣】

- ①寝たばこは絶対しない、させない。②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。③

ガスコンロを使うときは火のそばを離れない。④コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【6つの対策】

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやガスコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的点検し、10年を目安に交換する。③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。⑤常に避難経路を確保し、避難方法を確認しておく。⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

▼問合せ 消防署予防課 防係(☎22・2814)

狩猟期間中の入林自粛

令和9年3月31日までの期間、エゾシカ狩猟などで多くの狩猟者が入林します。狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林は控えてください。

アグリ工房まあぶ 臨時休館

- ▼休館期間 10月20日(火)～22日(木)
- ▼休館理由 施設内機器の定期点検、修理および館内の大規模清掃
- ▼休館施設 本館、レストラン、コテージ ※無料送迎バスも運休
- ▼問合せ アグリ工房まあぶ (☎26・3333)

教育・仕事



2等陸・海・空士を募集

- ▼資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満の方
- ▼第1次試験日 11月23日(月)・24日(火) ※いずれか1日
- ▼応募期限 11月13日(金)まで
- ▼試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)
- ▼応募・問合せ 自衛隊旭川地方協力本部旭川地区隊(☎0166・55・0100)

北海道の最低賃金が改正

北海道内の事業所で働く全ての労働者(臨時・パート・タイマー・アルバイトなどを含む)に適用される北海道の最低賃金が、次のとおり改正されました。

- ▼最低賃金 時間額113円
- ▼適用日 10月1日(木)
- ▼その他

①最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反で処罰されることがあります。②最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金や時間外などの割増賃金は含まれません。③特定の産業で働く方には北海道の産業別最低賃金が適用されますので注意してください。

▼問合せ 商工労働観光課 商工労働観光係(☎番窓口/☎26・2264)／北海道労働局労働基準部賃金室(☎011・709・2311)

▼問合せ

【国有林について】空知森林管理署北空知支署(☎0165・355・2221)

【道有林について】空知総合振興局森林室管理課管理係(☎0126・22・1155)

水道料の基本料金半額支援を1カ月延長します。

▼支援期間 11月検針分

▼その他 対象者など詳しくは広報ふかがわ2026年6月号14ページで確認してください。

▼申込・問合せ 上下水道課 業務係(☎番窓口/☎26・2365)

ぬくもりの里「向陽館」を冬期間閉館

▼閉館期間 11月1日(日)～令和9年4月30日(金)

▼問合せ 生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係(☎番窓口/☎26・2343)

個別的労使紛争 あつせん制度

北海道労働委員会では、労働者と使用者との間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争のあつせん」を行っています。専門のあつせん員が公平中立な立場で問題点を整理し、助言などを行いますので、気軽に利用してください。

▼利用料 無料

▼問合せ 北海道労働委員会事務局(☎011・204・5667)／労働相談ホットライン(☎0120・81・6105)

教科用図書 採択資料公開

令和9年度から市内各小・中学校が使用する教科用図書の採択については、法律に基づき本市を含む空知管内23市町で構成する「北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会」において共同で採択し、各教育委員会で採択の決定を行っています。北海道第5採択地区における採択に関する資料を次のとおり公開しています。

▼公開期限 10月30日(金)まで(土・日曜日を除く) ※公

総合運動公園内の施設を冬期間閉鎖

▼閉鎖施設 市民球場・市民テニスコート

▼閉鎖期間 11月1日(日)～令和9年4月下旬(予定)

▼問合せ 総合体育館(☎22・1144)

道の駅「ライスランド ぶかがわ」臨時休館

▼休館日 11月11日(水)・12日(木)

▼休館理由 館内特殊清掃と施設内機器の定期点検

▼その他 11月11日(水)午後1時30分～6時まで電気工事により停電となるためトイレは使用できません。その他の時間は通常どおり使用できます。

▼問合せ 商工労働観光課 商工労働観光係(☎番窓口/☎26・2276)／道の駅「ライスランドぶかがわ」(☎26・3636)

歯科衛生士 復職支援交流会

空知歯科医師会では、歯科衛生士の資格を持ち現在歯科医院などに勤務していない方の復職を支援するため、実技実習や医院見学などを行う交流会を、随時開催しています。日時や場所など、詳しくは問い合わせしてください。

▼参加料 無料

▼申込・問合せ 空知歯科医師会事務局(☎0125・22・4539)／電子メール sorachi.dental.association@gmail.com

あなたを求めています ハローワーク深川・求人情報

職種	事務	販売・営業	製造	運転	医療	社会福祉	建設	サービス
件数	30	24	34	31	23	46	72	35

☆このほかにも求人がありますので、来所の上相談してください。
☆問合せ ハローワーク深川(☎23-2148)
☆ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

空き家・空き地バンク

詳しい情報は市ホームページ、または建築住宅課建築係で閲覧できます。

物件	地区	深川・一已	納内	音江	多度志
賃貸	アパートほか	95件	0件	3件	0件
	戸建て住宅	5件	2件	2件	0件
	土地	1件	0件	0件	0件
売買	アパートほか	1件	0件	0件	0件
	戸建て住宅	13件	1件	2件	1件
	土地	40件	12件	14件	3件

●登録・問合せ 建築住宅課建築係(☎番窓口/☎26-2323/☎22-8134) ※空き家・空き地登録申請は、随時受け付けています。

ハロウィンジャンボ宝くじ

1等+前後賞…4億円!(1等 2億円、前後賞 各1億円)

◆発売期間 10月16日(金)まで
◆抽選日 10月26日(月)

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

◆問合せ 公益財団法人北海道市町村振興協会(☎011-232-0281)

道の駅「ライスランド ぶかがわ」営業時間の変更

【11月1日(日)～令和9年3月31日(水)】

1階全店：午前9時～午後5時／2階レストラン 駅通：午前11時～午後6時

▼問合せ 商工労働観光課 商工労働観光係(☎番窓口/☎26・2276)／道の駅「ライスランドぶかがわ」(☎26・3636)

- ▼試験日 12月20日(日)
- ▼種類・試験地 甲種・乙種 (第1～6類・丙種：札幌市)
- ▼試験手数料 甲種：7200円／乙種：5300円／丙種：4200円
- ▼受付期間 書面・電子申請 11月4日(水)～11日(水)
- ▼受験願書提出先 ㊟06 018603 札幌市中央区北5条西6丁目212札幌センタービル12階 一般財団法人消防試験研究センター北海道支部(㊟011・205・5371)
- ▼その他 受験願書は、消防署予防課にあります。また、電子申請の場合は一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-siken.or.jp>)から申し込みしてください。
- ▼問合先 消防署予防課予防係(㊟22・2814)

- ▼日時・場所 10月26日(月)～29日(木) 午後5時30分～8時30分(滝川市)／10月26日(月)・27日(火) 午前9時30分～午後5時(札幌市)
- ▼種類 乙種第4類および丙種
- ▼受講料 各地区危険物安全協会会員・学生：8000円／非会員：1万2000円 ※受講テキスト・例題集代は別途負担
- ▼申込期限 各講習日の10日前(必着)まで
- ▼申込先 ㊟06010003 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 第二水産ビル3階 一般社団法人北海道危険物安全協会連合会(㊟011・205・5088)
- ▼その他 受講申込書は、消防署予防課にあります。詳しくは同連合会ホームページ(<https://www.hokuren.jp>)を参照してください。
- ▼問合先 消防署予防課予防係(㊟22・2814)

令和8年度 全国学力・学習状況調査の結果

* 問合先 学務課学校教育係(㊟番窓口／㊟26-2332)

小学6年生と中学3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」が行われましたので、その概要などをお知らせします。

3年に一度中学校で実施される英語は、平均正答率ではなく、問題の難易度などを個別に分析し学力を推定するIRTスコアで結果が示されています。



* 調査の概要

- 実施日 4月23日(木)
※中学校英語は4月20日・22日、5月8日・11日
- 対象学年・人数
 - ・小学6年生 学力調査 103人／質問調査 107人
 - ・中学3年生 学力調査 80人／質問調査 81人
- 調査の内容
 - ・教科に関する調査 小学校…国語、算数
中学校…国語、数学、英語
 - ・質問調査 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面などに関する調査

* 教科に関する調査の結果(平均正答率・IRTスコア)

▼小学6年生

	国語	算数
全 国	60.9%	56.4%
北海道	60.0%	54.0%
深川市	55.0%	54.0%



小学校の国語の平均正答率は、全国に比べ5.9ポイント、北海道に比べ5ポイント下回りました。算数は全国に比べ2.4ポイント下回りましたが、北海道と同程度でした。

▼中学3年生

	国語	数学	英語(IRT)
全 国	63.9%	57.0%	499
北海道	63.0%	55.0%	490
深川市	68.0%	57.0%	494

中学校の国語の平均正答率は、全国に比べ4.1ポイント、北海道に比べ5ポイント上回りました。数学は全国と同程度で、北海道に比べ2ポイント上回りました。英語は全国に比べ5ポイント下回りましたが、北海道に比べ4ポイント上回りました。

* 今後の対応

教育委員会として、今回の結果からこれまでの各学校の状況や課題を明確にした上で、学力向上を図るため毎年作成している「深川市学校改善プラン」を見直し、今後の改善策について各学校や家庭、地域と連携した取り組みを進めます。

各学校では、各種テストなどの結果を分析するほか、授業や生徒指導を含めた総合的な「学校改善プラン」の改定に取り組み、学校全体での改善に努めます。

* 質問調査の結果(主な内容)



基本的な生活習慣である「毎日同じ時間に起床している」と答えた小学生は88.7%で全国平均を2.0ポイント下回りましたが、中学生は93.8%で全国平均を1.4ポイント上回りました。「毎日同じ時間に就寝している」小学生の割合は81.3%で全国平均を1.5ポイント下回りましたが、中学生は83.9%で全国平均を3.4ポイント上回りました。

【表1】

学校の授業以外で平日に1時間以上学習すると答えた割合

	小学6年生	中学3年生
全 国	49.9%	61.6%
北海道	46.0%	52.8%
深川市	28.9%	43.2%

【表2】

スマートフォンなどでSNSや動画の視聴を2時間以上すると答えた割合

	小学6年生	中学3年生
全 国	57.6%	74.9%
北海道	63.3%	79.0%
深川市	66.3%	86.4%

【表3】

学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる割合

	小学6年生	中学3年生
全 国	85.7%	87.0%
北海道	87.5%	88.0%
深川市	86.0%	92.6%

【表1】の「学校の授業以外で平日に1日当たり1時間以上学習する」と答えた小学生の割合は、全国平均を21.0ポイント、中学生は18.4ポイント下回りました。「学校の授業以外で平日30分以上読書をする」と答えた小学生の割合は19.6%で、全国平均を6.5ポイント下回りましたが、中学生は18.4%で、全国平均を0.4ポイント上回りました。

【表2】の「スマートフォンなどでSNSや動画の視聴を2時間以上する」と答えた小学生の割合は、全国平均を8.7ポイント、中学生は11.5ポイント上回りました。



【表3】の「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる」と答えた小学生の割合は、全国平均を0.3ポイント、中学生は5.6ポイント上回りました。また、「学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いの意見の良さを生かして解決方法を決めている」と答えた小学生の割合は76.6%で全国平均を4.9ポイント下回りましたが、中学生は88.9%で4.4ポイント上回りました。



質問調査では、【表1】の平日の家庭学習などの時間が全国平均を大きく下回っている点、小学生については平日の読書の時間が全国平均を下回っている点が本市の課題となります。【表2】の結果から、家庭学習や読書の時間が不足する原因として、SNSや動画の視聴時間が全国平均を大きく上回っていることが影響していると考えられ、小学校入学前からの対策を今後も継続していきます。

基本的な生活習慣や家庭学習・読書習慣・長時間にわたるスマートフォンの利用は、学力向上にも深く関連しますので、引き続き学校・家庭・地域の連携を深め、児童・生徒の健やかな育成を目指して取り組んでいきます。